令和８年度　　４月定例農業委員会総会議事録

日　時　　令和８年　４月　７日（火）午前９時
場　所　　みやき町　三根庁舎　２階大会議室

出席状況　　出席者　　２１　人　　欠席者　　２　人

議席番号	委　員　氏　名	出欠	議席番号	委　員　氏　名	出欠
１番	中島　一博	出席	１３番	城野　信彦	出席
２番	池田　正清	出席	１４番	城野　松夫	出席
３番	大川　定道	出席	１５番	寺田　宏澄	出席
４番	碇　　朝男	出席	１６番	原　　修身	出席
５番	山内　しげ子	欠席	１７番	松尾　和明	出席
６番	吉丸　広泰	出席	１８番	江越　博則	出席
７番	山﨑　清邦	出席	１９番	福田　安信	出席
８番	綾部　勝年	出席	２０番	橋本　礼子	出席
９番	寺田　一義	出席	２２番	北原　正也	欠席
１０番	古村　正典	出席	２３番	中島　正則	出席
１１番	宮原　史己	出席	２４番	岡　　龍道	出席
１２番	太田　幸代	出席			

報告第１号　　農地法第１８条第６項による通知書について　　（１０件）

報告第２号　　農地法第５条制限除外について　　（　２件）

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について　委員会許可分（　２件）

議案第２号　　農地法第４条の規定による許可申請について　町長許可分　（　３件）

議案第３号　　農地法第５条の規定による許可申請について　町長許可分　（　３件）

議案第４号　　農地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
委員会意見決定分　（６０件）

議案第５号　　農地利用集積等促進計画の公告について
(所有者・機構間契約)（機構・受け手間契約）委員会意見決定分　　（　１件）

議案第６号　　農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
（農業振興地域からの除外）　　意見書提出分　（　８件）

議案第７号　　農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
（農業振興地域への編入）　　意見書提出分（　９件）

議案第８号　　令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について

その他

事務局　　草場　貴光　　田中　嘉樹　　高島　翔太

事務局
皆さん、おはようございます。
定刻になりましたので、只今より令和８年４月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は２１名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第７条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席については〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡が入っております。なお、４月の人事異動によりまして、農業委員会の体制が代わりまして総会に先立ちまして自己紹介をさせて頂きたいと思います。

事務局
皆様おはようございます。４月１日付の人事異動にて社会教育課より農林課に異動してまいりました〇〇と申します。出身は北茂安校区板部地区です。社会教育課には課長として６年おり、その前は産業課に３年ほど在籍しておりましたが、農業委員会は初めてですので、皆様のご指導を仰ぎながら勤めさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局
それでは総会に入りたいと思います。
会長よりお願いします。

会　長
皆さん、おはようございます。
気候もだいぶ良くなりその分雨が多く麦にたいしては少し多いかなと思っております。４月新年度で各地域で生産組合長さん等の交代があっており、新たなスタートが切られたものと思っております。私たちの農業委員会も７月に改選が行なわれ新しいスタートを切りますが、残任期がまだまだありますので、地域計画のブラッシュアップ、プラスワン運動とか頑張って頂きたいと思います。私も先月２２日に県農業会議の研修会がありまして、山下農林水産省副大臣がお見えになり講演をされました。私達が一番気にしております米価問題、農業委員会の在り方について講演して頂きました。米価問題については、今後の備蓄米の入札で変動すると思いますし、農業委員会の運営にも、もっと

気をかけて頂きたいと思います。
本日の議案・報告等につきましては

報告第１号　　農地法第１８条第６項による通知書について
報告第２号　　農地法第５条制限除外について
議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　　農地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
議案第５号　　農地利用集積等促進計画の公告について
(所有者・機構間契約)（機構・受け手間契約）委員会意見決定分
議案第６号　　農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
（農業振興地域からの除外）
議案第７号　　農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
（農業振興地域への編入）
議案第８号　　令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について

その他
審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見をお願いします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議　長
議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第１２条第２項の規定に基づき○○番○○委員さんと○○番○○委員さんを指名します。

議　長
議事に入りたいと思います。
報告第１号農地法第１８条第６項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局
報告第１号（農地法第１８条第６項による通知書の１件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。
報告件数　　１０件
議　長
事務局より説明がありました、報告第１号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議　長
　質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第２号１農地法第５条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　報告第２号１農地法第５条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

議　長
　担当地区委員より補足説明をお願いします。

○○委員
　先月事務局と現地確認を行いました
高圧送電線の鉄塔建替えに関する議案で特段問題はないかと思われます。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第２号１で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議　長
　質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第２号２農地法第５条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　報告第２号２農地法第５条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

議　長
　担当地区委員より補足説明をお願いします。

○○委員
　先月２７日に事務局と現地確認を行いました。
　申請地は全面コンクリートで埋められるということで、現在の所有者さんは全然農業をされておらず、排水については現耕作者さんと協議をして頂くように○○さん側には

依頼しており問題はないだろうと思っております。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第２号２で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議　長
　質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第１号１農地法３条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第１号１農地法第３条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第３条調査書により農地法第３条第２項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　先月現地確認を行いました
これは先月の総会で審議された３条売買案件に隣接する農地で、先月に申請する予定を失念してしまい今回申請するものです。今は何も作られておりませんが今後は作物を作られる予定です。特段問題はないかと思われます。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。議案第１号１について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第１号１については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第１号２農地法３条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第１号２農地法第３条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第３条調査書により農地法第３条第２項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします

○○委員
　先月事務局と現地確認を行いました
　道路に面した１.５ｍ×５ｍの畑で受人も農業に従事されており特段問題はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。議案第１号２について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第１号２については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第２号１農地法４条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第２号１農地法第４条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　農地の部分に住宅の通路、庭部分があるための始末書を添付しての是正を図るための申請です。よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。議案第２号１について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議　長
　全員賛成ですので、議案第２号１については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第２号２農地法４条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局
　議案第２号２農地法第４条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

事務局
　補足説明

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　前議案３条売買のため登記簿謄本を取ったところ農地であることが判明したもので、是正のための申請です。特段問題はないかと思われます。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

○○委員
　毎月総会がある中で、顛末書付きの案件がありますが、土地改良事業にて余剰地関係で宅地につけられた土地がありますが、住宅を建てる段階で事前に農地であると判明は出来ないものですか。

議　長
　住宅が係ると住宅会社が入るので割合分かるのですが、駐車場、庭になると分かりづらいのだと思います。

事務局
　土地改良事業が行われた際の土地改良区の対応かと思います。住宅建設が土地改良事業の前なのか後なのかは分かりませんが、土地改良事業の一環としての農地の換地張り付けだったので、今こうした事案が上がってきています。

○○委員
　建築確認が必要になる前のものですか。

事務局
　三根校区は町合併後に都市計画区域に入っているので、それ以前だと建築確認は必要ではありませんでした。

○○委員
　土地改良事業関係もあったと思いますが、建築確認が行われていれば農地であるか判明出来たのではと思います。

議　長
　他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第２号２について許可相当とする

ことに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議　長
　全員賛成ですので、議案第２号２については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第２号３農地法４条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局
　議案第２号３農地法第４条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　３月３１日に事務局と担当委員で現地確認を行いました。
　宅地に囲まれているため周辺農地に影響はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

○○委員
　飲食店とありますが、どんな飲食店なのでしょうか。排水については説明されましたが、飲食店であれば油を沢山使用されると思います。

事務局
　浄化槽を使用されての排水で、垂れ流しではありません。

議　長
　他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第２号３について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議　長
　全員賛成ですので、議案第２号３については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第３号１農地法５条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局
　議案第３号１農地法第５条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　２３ページ４条申請に隣接する農地で、４条申請は両親の住宅で今回の５条申請は子供さんの住宅となっております。排水は西側に流し周辺は宅地のため特段問題はないと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

○○委員
　要望ですが、２３ページと３３ページに同じ申請地の計画図が使用され間違いやすいので、今後は別々でわかりやすい議案としてもらいたい。

議　長
　他に質疑が無いようですので採決に移ります。
　議案第３号１について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

　（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第３号１については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第３号２農地法５条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局
　議案第３号２農地法第５条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　先月２５日に事務局と現地確認を行いました
申請地はＪＲ中原駅の北側です。目的は集合住宅です。排水同意書、区長、生産組合長の同意書もあり特段問題はないかと思われます。
　よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。議案第３号２について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議　長
　全員賛成ですので、議案第３号２については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第３号３農地法５条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局
　議案第３号３農地法第５条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　先月事務局と現地確認を行いました
周囲は住宅地に囲まれて特段問題になることはないかと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

　（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので採決に移ります。
　議案第３号３について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

　（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第３号３については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第４農用地利用集積等促進計画（一括契約分）の公告について事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第４農用地利用集積等促進計画の公告について（一括）事務局より説明をする。
　審議件数　貸借権　　６０件

議　長
　　事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

　（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので、採決に移ります。
　議案第４号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

　（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので議案第４号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第５号農地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第５号農地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約)、(機構・受け手間契約）事務局より説明をする。

議　長
　事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

　（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので、採決に移ります。
　議案第５号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

　　（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので議案第５号計画案どおり承認することに決定いたしました。
　続きまして、議案第６号１農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（農業振興地域からの除外）について事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第６号１農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　先月２５日に事務局と現地確認を行いました
　農業振興地域からの除外がなされていなかったための申請です。同意書関係も取られてあるため特段問題はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局
事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業受益地内の農地であり、第１種農地に該当すると判断される。
申出の目的が駐車場とされており、既存施設の敷地面積の２分の１を超えない敷地の拡張であるため、関係機関との協議、調整手続きが適切に行われれば、農地法の許可基準を備えていることから、追認での手続きではあるが、除外はやむを得ない。」
の意見を提案させていただきます。

議　長
ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
意見が無いようですので採決に移ります。
議案第６号１について、「　農振除外意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
全員賛成ですので、議案第６号１については、決定された意見を付して、町長に送付します。
続きまして、議案第６号２農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局
議案第６号２農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　先月２５日に事務局と現地確認を行いました
　場所は中原校区高柳地区です。上峰町境です。目的は蓄電池設置であり国土調査も行われ登記地目も山林ですが、農振除外がされていなかったための今回の申請です
よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

　　（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局
　事務局案として、「申出地は、国土調査により登記地目が「山林」となっているが、従前の地目「畑」で判断した場合、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地に該当すると推計される。
　申出の目的が系統用蓄電池で、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。
　なお、周辺に耕作する農地があることから、特に雨水排水については適切な施工を行い、影響を及ぼすことがないよう土地利用計画の策定を行うこと。」
の意見を提案させていただきます。

議　長
　ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
　意見が無いようですので採決に移ります。
　議案第６号２について、「　農振除外意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
全員賛成ですので、議案第６号２については、決定された意見を付して、町長に送付します。
続きまして、議案第６号３農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局
議案第６号３農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議　長
担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
先月事務局と現地確認を行いました
住宅敷地に隣接するところを駐車場として使用するもので、隣接する農地は自分で耕作されており周囲への影響はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議　長
事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局
事務局案として、　「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営、県営かんがい排水事業受益地内の農地であり、第１種農地に該当すると判断される。
申出の目的が住宅敷地及び駐車場とされており、既存施設の敷地面積の２分の１を超えない敷地の拡張であることから、関係機関との協議、調整手続きが適切に行われれば、農地法の許可基準を備えているため、追認での手続きではあるが、除外はやむを得ない。
なお、南側に農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」

の意見を提案させていただきます。

議　長
　ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
　意見が無いようですので採決に移ります。
　議案第６号３について、「　農振除外意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

　（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第６号３については、決定された意見を付して、町長に送付します。
　続きまして、議案第６号４農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第６号４農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　３月３０日に事務局と担当委員で現地確認を行いました
　周囲は住宅地で、排水等も特段問題はないかと思われます
よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

　（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局
　事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業未施行の農地であり、立地状況から中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地に該当すると判断される。
　申出の目的が分譲住宅で、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。
　なお、周囲には営農を継続する農地があることから、耕作状況に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議　長
　ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
　意見が無いようですので採決に移ります。
　議案第６号４について、「　農振除外意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

　（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第６号４については、決定された意見を付して、町長に送付します。
　続きまして、議案第６号５農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第６号５農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　３月３０日に事務局と担当委員で現地確認を行いました
　奥の竹藪は私有地か不明なので前の道路につけて建てる予定です。排水も特段問題はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

　（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局
　事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業未施行の農地であり、立地状況から中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地に該当すると判断される。
　申出の目的が分譲住宅で、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。
　なお、周囲には営農を継続する農地があることから、耕作状況に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議　長
　ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
　意見が無いようですので採決に移ります。
　議案第６号５について、「　農振除外意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

　（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第６号５については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第６号６農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第６号６農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議　長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員

先月２５日に事務局と現地確認を行いました

場所は西寒水地区、周囲は住宅地で除外はやむを得ないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議　長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である国営かんがい排水事業受益地内の農地あるが、周囲は第３種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域でその規模が概ね１０ha 未満であることから、第２種農地に該当すると判断される。

申出の目的が分譲住宅で、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議　長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
　意見が無いようですので採決に移ります。
議案第６号６について、「　農振除外意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第６号６については、決定された意見を付して、町長に送付します。
　続きまして、議案第６号７農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第６号７農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　先月２９日に事務局と現地確認を行いました
　住宅の横の土地ですが、土地改良事業にて管理がしやすいように配置されたものと思われます。特段問題はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
　質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局
　事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営、県営かんがい排水事業受益地内の農地であり、第１種農地に該当すると判断される。
　申出の目的が住宅敷地とされており、既存施設の敷地面積の２分の１を超えない敷地

の拡張であるため、関係機関との協議、調整手続きが適切に行われれば、農地法の許可基準を備えていることから、追認での手続きではあるが、除外はやむを得ない。
　なお、北側に農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議　長
　ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
　意見が無いようですので採決に移ります。
　議案第６号７について、「　農振除外意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
　全員賛成ですので、議案第６号７については、決定された意見を付して、町長に送付します。
　続きまして、議案第６号８農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局
　議案第６号８農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議　長
　担当地区委員より補足意見をお願いします。

○○委員
　３月２７日に現地確認を行いました。
　北側に農地、西、南側は町道で、北側との間には水路があり直接隣接はしていませんが、今回の申出地東側に給水のための導水管が入っており、北側農地への給水施設となっています。現状のまま埋め立てをすると、工事の際に破損する恐れがあります。
　今後手続きを進めるにあたっては、事業者に対しこの事実をきちんと伝えなければ、

問題が生じる可能性があると思われます。

議　長
　事務局及び担当地区委員より説明がございました。
　質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

○○委員
　導水の関係であれば、開発はできないと以前説明がなされたが、この申出地は関係ないのか。

事務局
　２年ほど前に現在の町農林課より導水管の補修が土地改良事業にあたるため、当分の間はその受益地内の農地は除外が厳しいとされておりましたが、その後、１年ほど前に再度説明があり、国等との協議により少し柔軟な見解となり、本申出地についても確認の上問題ないとして受付がなされたものと考えております。

議　長
　他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局
　事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営、県営かんがい排水事業受益地内の農地であり、第１種農地に該当すると判断される。
　申出の目的が特定建築条件付売買予定地で、石貝地区の集落に接続した場所であることから周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。
　なお、周辺に農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。
　特に、北側農地への給水ルートの確保については、北茂安土地改良区と十分な協議を行い、確実な施工を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議　長
　ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
　意見が無いようですので採決に移ります。
議案第６号８について、「　農振除外意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求

めます。

（全員挙手）

議　長
全員賛成ですので、議案第６号８については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第７号農業振興地域整備計画（農用地利用計画）（農業振興地域への編入）について事務局より説明をお願いします

事務局
議案第７号農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域へ編入する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する

議　長
事務局より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
質疑が無いようですので、農用地区域へ編入の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局
事務局案として、「申出地の既存施設は、農業協同組合法の趣旨である、農業者の協同組織の発達を促進し、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図りための施設であることから、農業利用のために守られている土地として、多用途への利用が制限される農業振興地域への編入については問題ない。」の意見を提案させていただきます。

議　長
ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議　長
意見が無いようですので採決に移ります。

議案第７号について、「　農振地への編入意見　」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長
全員賛成ですので、議案第７号については、決定された意見を付して町長に送付します。続きまして、議案第８号令和８年度最適化活動の目標設定等（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局
令和８年度最適化活動の目標設定等（案）について説明

議　長
事務局より説明がございました。
質疑及び意見のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議　長
質疑、意見が無いようなので、議案第８令和８度最適化活動の目標設定等（案）について、提案どおり目標として決定し、公表することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長
全員賛成ですので議案第８号は提案おり承認する事に決定いたしました。
続きまして、その他事項をお願いします。

その他
１.活動記録簿の確認打ち合わせについて

議　長
５月の総会は、５月　８日（金)９時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、５月　８日（金)ということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、４月２１日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。
他に何かございませんでしょうか。

議　長
これで４月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長　　寺田　一義

議事録署名人　　〇〇番

議事録署名人　　〇〇番